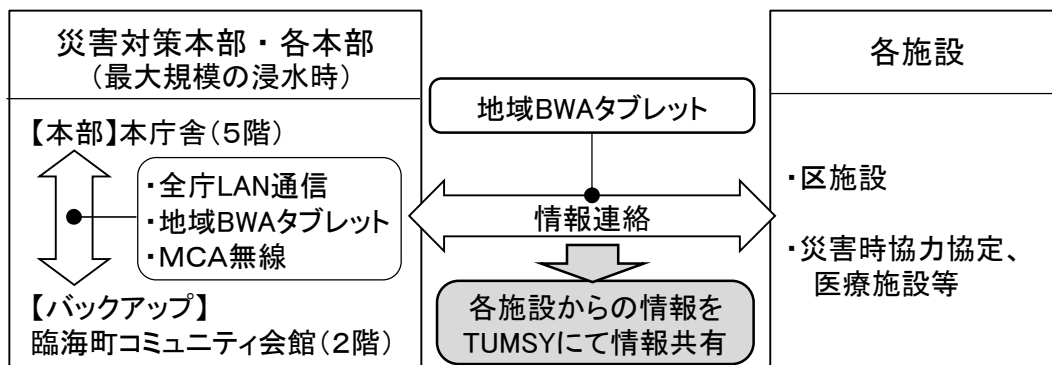


2 バックアップ施設における構築

臨海町コミュニティ会館をバックアップ施設とし、全庁LAN回線を使用できる態勢を構築するほか、MCA無線、及び地域BWAを活用した本庁舎との情報連絡体制の構築を図る。



第3節 情報収集・伝達

1 広域避難指示等の発令に係る情報伝達

江東5区大規模水害広域避難計画に基づき、「自主的広域避難情報（広域避難の呼びかけ）」、「広域避難指示」、「域内垂直避難（緊急）」の基準に達したと判断されたとき、区は、区民に対してその旨を広報周知する。

なお、情報伝達手段については、「情報収集・伝達」第1章 第5節「区民等への情報伝達」に準ずる。

2 公共交通に係る情報の収集・伝達

区は、鉄道・バスの運行状況や計画運休等、公共交通機関に係る各種情報を収集し、管理する。

また、区は、必要に応じて公共交通に係る情報を区民に広報周知する。なお、情報伝達手段については、「情報収集・伝達」第1章 第5節「区民等への情報伝達」に準ずる。

3 情報連絡員の配置

内閣府や国土交通省荒川下流河川事務所に情報連絡員を配置し、緊密に情報連携を図る。

4 その他の情報収集等

その他、情報収集、及び被害報告等は、「情報収集・伝達」第1章 第1節「情報の収集・伝達」及び第3節「都及び防災関係機関等との情報共有」に準ずる。

第4節 広域避難先の確保

広域避難先については、国及び都が主催する「首都圏における大規模水害広域避難検討会」において検討中であることから、区民自らが親族や知人宅、民間の宿泊施設などの広域避難先を確保すること（分散避難）を原則とする。ただし、自らで広域避難先を確保することが

第4部 初動応急計画【風水害編】

困難な区民も少なからず存在するものと思われることから、区としても広域避難先の確保に努めるものとする。

1 都への要請

江東5区大規模水害広域避難計画に基づく共同検討が開始されたとき、区は、都に対して、広域避難者の受入れの調整など、広域避難に係る支援を要請する。

広域避難先が決定した場合、区は、職員を広域避難先に派遣するとともに、避難者受入れ体制等について、施設管理者等と連携して調整を行う。

2 協定締結自治体への要請

江東5区大規模水害広域避難計画に基づく共同検討が開始されたとき、区は、災害時相互応援協定を締結している自治体に対して、広域避難先として避難者の受入れ等を要請する。

広域避難先が決定した場合、区は、職員を広域避難先に派遣するとともに、避難者受入れ体制等について、避難者の受入れ自治体と連携して調整を行う。

3 協定民間宿泊施設への連絡

「大規模水害時における住民の自主的広域避難場所確保支援に関する基本協定」に基づき、江東5区大規模水害広域避難計画に基づく共同検討が開始されたとき、区は、当該協定を締結している民間宿泊施設等と状況を共有するとともに、区ホームページ等に協定を締結している宿泊施設等の情報等を掲載する。

4 広域避難先に関する広報

確保した広域避難先や「江戸川区大規模水害時自主的広域避難補助金制度」について、区民に広報周知する。

なお、情報伝達手段については、「情報収集・伝達」第1章 第5節「区民等への情報伝達」に準ずる。

第5節 区内待避施設の開設

江東5区大規模水害広域避難計画に基づき、「域内垂直避難（緊急）」が発令された場合は、広域避難の誘導を取りやめ、区内への屋内安全確保を前提とした避難誘導を行う。その際、逃げ遅れたり、広域避難が困難な区民のために、区は、区内の待避施設を開設する。なお、区内待避施設の開設等は、風水害第2次配備態勢に準ずるものとする。

1 区内待避施設の準備

区は、氾濫発生 of 48 時間前（自主的広域避難情報発令基準）を目処として、区内待避施設の開設準備を行い、必要な物資を納入する。

2 区内待避施設の開設

区は、江東5区大規模水害広域避難計画に基づき「域内垂直避難（緊急）」が発令されたとき、又は公共交通機関の運行状況等を鑑み広域避難が困難であると判断されたとき、区内待避施設を開設する。

第6節 避難に関わる区民への問い合わせ対応

江東5区大規模水害広域避難計画に基づく共同検討が開始されたとき、区は、広域避難等に係る区民からの問い合わせに対応するための窓口を設置する。

第7節 福祉施設の対応

1 福祉施設への開設の要請

江東5区大規模水害広域避難計画に基づく共同検討が開始されたとき、区は、あらかじめ要支援者を受入れると定めた福祉施設の管理者に対して、「共同検討開始」の旨を連絡するとともに、要支援者受入れのために施設の開設を要請する。

2 福祉施設の対応

要支援者の受入れを行う福祉施設は、江東5区大規模水害広域避難計画に基づき発令される各種情報に応じた対応を行う。また、平時よりその対応について検討し、避難確保計画に定めるよう努める。

第8節 警察・消防の対応

区は、警察・消防の協力を得て、連携しながら区民の円滑な公的広域避難先への誘導を行う。

第9節 通常業務の中止又は縮小

第3次配備態勢が確立された場合は、原則、通常業務を中止、又は縮小するものとする。